

新潟市小須戸老人福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市小須戸老人福祉センターの使用料の徴収を平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

| 徴収事務を行う場所                             | 徴収受託者  |
|---------------------------------------|--|
| 新潟市秋葉区小須戸 3870 番地 2<br>新潟市小須戸老人福祉センター | 新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号<br>社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会<br>会長 関 昭一 |